

氏 名 平野 伸幸

登録番号 第 12130034 号

事務所名称 平野社会保険労務士事務所

事務所所在地 千葉県千葉市花見川区花見川 7-15-506

所属社会保険労務士会 千葉県社会保険労務士会

処分内容 1 年の社会保険労務士の業務の停止
(令和 2 年 3 月 25 日から 1 年)

処分理由 被処分者は、A 社、B 事務所及び C 社の時間外労働等改善助成金・勤務間インターバル導入コースの支給申請に当たり、時間外労働等改善助成金支給申請書及び時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書の証拠書類として、D 社労士が作成した虚偽の振込明細書を受け取り、作成した虚偽の申請書とともに、平成 31 年 2 月 5 日に、当該申請者の時間外労働等改善助成金支給申請書及び時間外労働等改善助成金事業実施結果報告書に添付して東京労働局長あて提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法の懲戒処分事由のうち、同法第 25 条の 2 第 1 項の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成を行ったとき」及び、同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」に該当するものである。